

戦後教育改革期における女子医学専門学校の 大学「昇格」に関する一考察

—その過程と共学化を中心に—

湯川次義

はじめに

本論文は、戦後教育改革期において、文学や家政学を専門とする女子大学の設立に先立って女子医学専門学校（以下女子医専と略記する）が旧制医科大学に「昇格」¹した事実に着目し、その背景となった政策と大学「昇格」過程を明らかにするものである。あわせて、これら旧女子医専の中には共学化した大学と女子大学となった大学があったことから、それぞれの選択理由などについても検討する。

日本における女子大学の設立をめぐる歴史を概観すると、戦前にも女子高等教育機関による大学設立構想は存在したが、主に政府の抑制的な政策により実現せずに終わり、その設立が実現したのは戦後であった。戦後の女子大学の設立をめぐる動向は二つあり、一つは1947年6月に医学系専門学校が旧制医科大学として設立認可される動きであり、もう一つは1948年3月に文学部・家政学部などからなる女子の新制大学の設立が認可されるという動きであった。

前者は、医学教育水準の向上を図るために医学教育は6年制の予科・学部からなる大学で行うべきというGHQ内の公衆衛生福祉局（Public Health & Welfare Section, 以下PHWと略記する）の指導に基づいて、医学専門学校や歯学系専門学校の大学「昇格」が1946、47年に集中的に進められた流れに位置づいている。この2年間で官公私立医学専門学校21校、公私立歯科学専門学校4校が旧制大学となった²。女子医専の大学「昇格」に注目すると、47年6月に名古屋市立女子・東京女子・大阪女子高等の3医専が女子医科大学になり、福島県立女子・岐阜県立女子・帝国女子医学薬学の3医学系専門学校が共学大学に「昇格」している。もう一つの流れとしての、文学部・家政学部などからなる女子大学の設立を見ると、周知のように1948年3月に新制大学として津田塾・東京女子・聖心女子・日本女子・神戸女学院大学の設立が認められ、また49年には国立女子大学2校が設けられるなど、それ以降も女子大学の設立が相次いだのであった。

当然のことながら、上述の二つの動向のもつ意味は異なっている。前者は医学教育の水準向上というGHQ内PHWの指導に基づく大学「昇格」であり、また男子校・女子校の別はなかった。この「昇格」はいわば医学教育の歴史としてとらえることが可能である。一方後者は、戦前には閉ざされて

いた女性の大学教育機会の拡充を図るという観点から、日本の女子高等教育関係者とGHQの民間情報教育局（Civil Information and Education Section, 以下CIEと略記する）の協力により大学「昇格」が実現したのであり、いわば女性の大学教育史としてとらえることができる。戦後教育改革期における女性の大学教育の制度的確立について、従来は一般的な女子大学の設立をめぐる動向に研究が集中し、女子医専の大学「昇格」について教育史の観点から研究されることはほとんどなかった。しかし、一般的な女子大学の設立に先行して、旧制大学として女子医科大学の設置が実現していたことは注目すべき事実であり、その詳細の解明は戦後教育改革期における女性の大学教育史研究として重要な意義をもつと言える。すなわち、1945、46年に東京・奈良両女子高等師範学校や日本女子大学校などによる大学設立認可申請がありながらも、文部省が教育水準の面からその承認を躊躇していた事実を踏まえると、一般的な女子大学に先行してこれらの大学の設立が承認された背景、プロセス、その歴史的意義を明らかにする必要がある。さらには、この「昇格」に関連して女子大学とするのか共学大学にするかの選択が行われていた事実も注目すべきであり、ほぼ同時進行していた女性の大学教育の共学化、別学化をめぐる動向と関連づけて、その意味を考察しなければならない。

筆者は、男女の教育機会の平等という理念に基づいて確立した戦後の女性の大学教育について、その成立過程や理念に着目しつつ、制度的には①男子系大学の門戸開放や共学化を中心にしながら、②新たに女子大学の設立が承認され、③さらには男子大学も少数存在していた事実を全体的に検討し、その制度的確立と実態を総合的に究明する研究を構想している。本論文はこのような構想の下で、1947年の女子医専の大学への「昇格」について考察するものである。

はじめに、敗戦直後の女子医学専門学校及びその大学「昇格」について概観しておきたい。1947年2月の時点で、医学専門学校は官立19校、公立18校、私立13校の計50校存在し、その内女子専門学校は公立8校（北海道立女子・福島県立女子・秋田県立女子・名古屋市立女子・岐阜県立女子・山梨県立女子・高知県立女子医学専門学校及び京都府立医科大学附属女子専門部）、私立3校（東京女子医学専門学校・帝国女子医学薬学専門学校・大阪女子高等医学専門学校）の計11校であった（他の39校は男子専門学校）³。また、上述したように、女子医専で旧制大学への「昇格」を果たしたのは6校で、1947年の時点では共学大学3校、女子大学3校であった。しかし、女子医大中2校が1950年と1954年に共学化し、この時点で5校が共学大学となり、女子大学は1校だけとなった。このような傾向は、1949年の時点で一般的な女子大学として「昇格」していた34校のすべてが戦前の文学や家政を専門とする女子専門学校（二つの女子高等師範学校を除く）であったことと対称的であり、注目すべき事実と言える。

本研究課題に関連した先行研究を示すと、橋本紘市は『専門職養成の政策課程』の第3章「占領下における医師養成政策」で、GHQ関係文書を用いて医学教育審議会の議論を丹念に分析し、占領期における医師養成のインターン制度の形成過程から医師臨床研修制度の課題までを明らかにしている。また、小高健『日本近代医学史』、坂井健雄編『日本医学教育史』などでも、医学教育改革として医専の大学「昇格」問題を検討している⁴。しかし、いずれの研究においても、女子医専の医科大

学「昇格」を詳細にとらえてはならず、またこれを女性の高等教育史の観点から考察した研究は管見の限り見られない。わずかに、『福島県立医科大学史』のように個別大学沿革史に自校の歴史として描かれているだけと言える。

本論文では、このような研究状況の下で、一般的な女子大学の設立に先立って女子医専が大学に「昇格」した事実に焦点をあて、GHQ内のPHWの政策と文部省の動向について概観するとともに、個別女子医学専門学校の「昇格」実態を、認可申請書などを用いて明らかにすることを課題とする。さらには、一般的な女子専門学校の多くが別学としての女子大学を選択したのとは異なり、医学系女子専門学校のほとんどが共学大学となった背景や理由などについても探ることにする。以上の考察により、戦後教育改革期の女性の大学教育の確立を相対的、かつ総合的に究明することが可能になると考える。

1. 医学教育の改善策と専門学校の大学化政策

(1) 改善策の策定

GHQ内で、戦後日本の医学教育の改善策と医学専門学校の大学「昇格」を主導したのは、医学・歯学・薬学・獣医学教育を担当するPHWであった。橋本紘市などの研究によれば、占領期の日本の医師養成の問題点は、①医師国家試験の再開と1年間のインターン制度の導入、②戦時期に大增設された医専の廃止による医師数の縮減と二元的医育制度の大学教育への統合、③医学教育カリキュラムの体系化と年限延長、の3点であった⁵。本論文では、これらの改革問題中、女子医専の廃止問題と大学「昇格」に限定して、PHWの方針や文部省の動きについて検討する。

1945年9月8日、PHWの局長サムス(C.F. Sams)大佐は、同研究員モートン(S. E. Morton)少佐とともに、慶應義塾大学医学部教授の草間良男を訪ね、日本の保健・衛生・国民生活・衣食住などについての事情を聴取した。このような会談は11月末まで続けられ、「日本の保健衛生を向上させるためには、どうしても医学教育を改善してゆかなければならない」との結論に達したとされている⁶。

当時の医学教育機関(大学・専門学校)は69校あったが、大学は18校に過ぎず、PHWは修業年限「四年の専門学校」では「真の医師は養成できない」との認識であった。このためPHWやCIEの主導の下に、1946年2月27日に医学教育機関の「基準」を作成するための医学教育審議会が設けられた。このような流れの中で、1946年3月の第1次アメリカ教育使節団報告書も「医学校中には程度の低いものがある」「有能な教授または適切な施設を欠く医学校は、適当な制定標準に到達させるか、もしくは廃校処分に付せられるべき」⁷と強い調子で医学教育の充実を勧告した点が注目される。

続いて1946年4月、GHQの指示により文部省は、医専を廃止し、一定の規準に従って医科大学に「昇格」させるという医学教育改革を打ち出した⁸。女子医専に関する部分としては、①「既存の女子医専で大学昇格不可能なものは、これを厚生専門学校に転換せしめること」、②「既存の女子医専で大学昇格または厚生専門学校に転換不可能なものは現在の生徒の卒業と同時に廃校とすること」、③「女子の単科医大は認めず、男女共学により女子の教養の向上を図ること」というものであった。

この改革案には「医大昇格は連合軍総司令部の要請によるものであるから」、財政的な面は「道府県会の世論をも考慮し慎重に決定すること」との但し書きも添えられていた。ここでは、女子医専の単独「昇格」には難色が示されていた点を確認しておきたい。

1946年8月7日、医学教育審議会はそれまでの審議に基づいて、文部大臣宛に医学教育改革の「勧告」を行った。本論文に関係する部分を摘要すると、①医学校入学への進学課程は旧制高校と同等の3ヶ年に延長すること、②医学校は4年間のコースであること、③現在の専門学校は一定の移行期間の後大学に「昇格」させることなどであった⁹。

文部省は1947年1月29日、医学教育に係る地方長官及び専門学校長会議において、おおよそ次のような内容を伝えた。すなわち、GHQの意向は①1951年以降の医学教育は予科3年、本科4年、臨床1年程度の形態をとる医科大学においてのみ行い、卒業生は国家試験を受けること、②この方針にそって医専を審査によりA級とB級に分け、A級の医専は当面1年間の補習教育を前提として存続を許可し、さらに申請により大学に「昇格」させること、③B級医専は廃校とし、生徒はA級医専に転校させる、④A・B級の判定は近く行われる、というものであった¹⁰。

(2) 女子医専をめぐる状況

次に、上述したような動向の中で、PHWなどが女子医学専門学校の大学「昇格」をどのようにとらえ、また女子医専関係者はどのような対応を考えていたのかについて検討する。

医専の大学「昇格」に対する判定基準は、当該医専の教育水準や施設・設備の状況にあったことは、既述した通りであった。このことから、まず当時の女子医専の状況を把握しておきたい。敗戦時、女子医専は公立8校と私立3校存在したが、私立3校は一定の歴史があり、専門学校としての認可は東京女子医専（設立は1900年）が1912年、帝国女子医学薬学が25年、大阪女子高等医学は28年であった。このように、私学の場合は創立以来一定の歴史をもち、被災した学校もあったが、教員や設備なども整備されていた。それに対して、公立の女子医専8校はすべて戦時下に急遽設立されている。各校の設立年を見ると1943年6月1日設立認可の名古屋市立女子医学専門学校が最も早く、43年の認可1校（岐阜県立）、44年の認可5校（北海道立・福島県立・山梨県立・京都府立医科大学附属・高知県立）、45年の認可1校（秋田県立）という状況であった。これら公立女子医専の設立理由を確認すると、例えば高知県の場合、1944年の同県議会で県知事は設立理由を「決戦下ノ我国医学陣ノ整備拡充ハ急務中ノ急務」であるが、「若イ医師ノ大部分ハ卒業スルト直チニ戦地ニ参リ国内診療ニ従事スベキ者ノ減少」は「銃後医療ニ重大ナ欠陥」を生じさせるだけでなく、「空襲必至」の今日、「緊急看護」方面に「女子医専ノ生徒ノ如キ相当ノ経験ヲ有スル若キ学徒」の動員が必要であると述べている¹¹。また県下の無医村を無くすことにも資するとしている。北海道立女子医専の場合は「大東亜戦争完遂のため女子をして銃後の保健、医療を担当せしめる」ため、福島県立女子医専の場合は「人口増強及び健兵健民ノ国策要請」によるもの、と設立理由が述べられている。このように、公立女子医専の主な設立目的は、戦争末期における医師不足を女性医師により補おうとする点にあった¹²。

公立女子医専は、戦争末期に急きょ設立され、また設立後1、2年ほどに過ぎなかったため、ほとんどが独立校舎もなく、施設・設備、教授内容などの面で不十分な状態にあり¹³、公立女子医専の大学「昇格」には相当の困難が予想された。

以上のような状況の女子医専に対して、PHWの姿勢はどのようなものであったのだろうか。PHWのモートン少佐は、1946年5月6日の記者会見で、日本の医学教育改善案を示した後、なお直面する問題を列挙し、その一つとして「男子及び女子医学生を等しい水準に置くかの問題」¹⁴をあげている。この発言は、PHWが女子医専の水準に懸念を抱いていたことを示すものと言えよう。さらに、女子医専の処置に対するGHQやPHWの考えを示す資料が確認できる。すなわち、GHQのPHW文書によれば、CIEのウィグルスワース（E. F. Wigglesworth）とPHWのモートンの間で、次のような話し合いがなされたことが確認できる¹⁵。

5. 12月24日の公衆衛生福祉局のモートン少佐との電話会談の際、彼は女子医科大学が考慮されていないことを、文末の署名者（ウィグルスワース＝引用者注）に念を押して言い、私たちがその大学をどのように考えているのかを尋ねた。

文末の署名者は次の申し立てを行った。

A. それは、現在医学専門学校レベルにある。

B. 女性のための医科大学に関しては、高度に専門化した分野であるため、男性が加わった形で扱われる必要があると思われる。しかし、もしそのような分離した機関が望まれるならば、それに対する異議はない。

C. もし、医学教育審議会による医学教育の要件がすべてに適用されるならば、女子医学専門学校は大学か教養単科大学に格上げされるか、あるいは男子専門学校と同様に廃止されなければならないであろう。

モートン少佐と医学評議会の長はウィグルスワースを12月24日に訪問し、公衆衛生福祉局で以下の事項を議論し始めたことを伝えた。（以下省略＝引用者）

ここでは、CIEとPHWの間に女性の医学教育をめぐる話し合いがなされ、医学教育の水準維持の観点から判断して女子医専は問題があり、少なくとも女性だけの医科大学は望ましくないと考えていたことが明らかになる。しかし、個別学校が女性だけの機関を選択したならばそれに「異議」を挟むものではないとしていることも着目される。

一方、女子医専の廃止・昇格をめぐる文部省の意向を探ると、文部省では46年8月13日、岩手医専の他に東京女子・帝国女子・大阪女子高等医専の4校の校長を招いて、大学「昇格」に絞って今後の方針などを話し合っている¹⁶。この記事と同時に『日本医事新報』は女子医専の「昇格」の見通しについて報じ、文部省は医学教育審議会提案の趣旨によって医専の大学化を進める方針であり、「女

子も当然男子と同一レベルに引上げられるべきで、女子医大の実現も一応考へられるが、おそらく女子のみの単科医科大学は認めず」「共学とする方針のやうである」と記している。この記事は、女子医専をめぐる当時の文部省の認識をほぼ正確に報じたものと見ることができ、全体としては女子医専は教育水準が低く、廃止か共学化の方向で解決すべきという意向であったと言えよう¹⁷。

政策的に見て、このような女子医専の共学化や別学化をめぐる動向は、同時期における一般的な女子専門学校の場合と対比して、どのように位置づくのであろうか。この時期、1946年から男子系大学の門戸が女性にも男性とほぼ同様の資格で開放され、一方女子高等教育機関は45年以降具体的な女子大学設立を構想し、また1946年2月には連携して大学設立を実現させようとして女子大学連盟を組織した。またCIEの動きを見ると、女子教育担当のホームズは、男子系大学の門戸開放だけでは女性の大学教育の拡充は期待できず、46年の開放結果は「女子大学制度の承認をかなり明確にするもの」との認識を示していた¹⁸。このような認識の下で、ホームズ(L. H. Holmes)は新学制で女子大学を認めるべきと考え、女子大学連盟に積極的助言を行っていた。一方、CIEのウィグルスワースは帝国大学総長会議で、46年の男子系大学の開放は「米国に於て好評であつた」「男女別々に教育する様なことは現下の日本では不経済である」と発言していた¹⁹。以上のように、46年の時点では、CIE内部でも共学化を支持する者とその機会を拡充させるためには女子大学を承認すべきという意見があったと言える。

各女子医専や関係機関はこのような政策への対応を練っていたが、その一例として福島県立女子医専の事例を簡単に記す。福島県では、1945年11月の通常県会において、県立女子医専の存廃問題や共学化問題が議論された²⁰。ある議員は、財政的問題や男性医師の復員の現状があることから、同校を廃校にするか、「男女混合ノ医学専門学校」にするか、あるいは秋田の「女子医学専門学校ト合併」して「姉妹校」とするか、何らかの方法をとらなければならない、と女子医専のあり方を問題とした。また別の議員からも、知事の考える「保健婦」育成機関化への転換ではなく、「一歩進メテ」男女共学の医学専門学校ということを考えてはどうかと質問した。これに対して知事は、「折角」の女子医専を廃校にする考えはないと答え、また内政部長は女性に対する医学教育の意義について述べるとともに、男女共学化することに個人的には賛成であると答弁している。また、翌46年の県議会でも医科大学への「昇格」が議論され、12月10日の県議会で医科大学「昇格」の建議案が提案・可決された。同県議会の動向は、県立医科大学の共学化をめぐる部分で再度検討するが、このような県議会での建議に基づいて県立医科大学設置既成同盟会が組織され、知事は47年1月に共学の福島県立医科大学設立認可を申請し、6月に認可されたのであった。

(3) その後の政策動向

以上が、女子医専の大学「昇格」や存廃をめぐる政策動向や個別学校の対応の一端であったが、続いてその後の政策動向を探ることとする。

文部省は、1947年3月29日に全国医学専門学校長会議を開催し、A級・B級の判定結果を発表した。

医学専門学校（歯科も含む）51校全体でA級45校、B級6校であった²¹。なお判定の基準は、実地調査により施設・教授陣容・学科課程の優劣でA級、B級に判別するというもので、A級は官立医科大学附属専門部及びそれと同等以上のものとされていた²²。女子医専の判定状況を見ると、A判定は北海道立女子・福島県立女子・岐阜県立女子・名古屋市立女子・帝国女子・東京女子・大阪女子の各医専の7校で、B判定は秋田県立女子・山梨県立女子・高知県立女子医専の3校であった。

続いて、文部省は1947年6月6日に官公私立20校の医学専門学校長を招き、A判定の医学専門学校21校中、15校に医科大学予科の開設を指示した。具体的には、①官立5校は予科を開設せず、旧制高等学校から学生を募集する、②東京女子医専など4女子医専は予科1年のみを募集する、③大阪女子医専など4医専は予科1年、2年を募集する、④名古屋市立女子医専など7校は予科1～3年生を同時募集する、というものであった²³。

なお、この時期の女子歯科医学専門学校や女子薬学専門学校の「転換」状況については、まとめて後述する。

2. 医科大学への「昇格」の全体的動向

(1) 旧制女子医学専門学校の「転換」の概要

Aと判定された女子医学専門学校の大学「昇格」は、1947年6月18日に認可された。すなわち、同日に大学令により、公立の福島県立医科・岐阜県立医科・名古屋市立女子の各医科大学、私立の東京女子・東邦・大阪女子の各医科大学の設立が認可され、A判定を受けた旧女子医学専門学校中、認可申請が遅れた北海道立女子医専（1950年に新製の札幌医科大学を設立）を除く6校が同時に大学「昇格」を果たしたのであった。これらの大学の認可は、まず47年には予科だけの開設が認められ、学部の開設は、後述するように後日再度判定されることになった。

予科の開設状況を記すと、例えば東京女子医科大学では7月25日に予科を開設し、福島県立医科大学では8月2日に予科開校式・入学式を行っている。また旧制の学部の開設は、1948年2月に認可された名古屋市立女子医科大学が最初で²⁴、その後予科修了者が出るのに応じて、49年（大阪女子医科大学）、50年（福島県立・岐阜県立・東京女子・東邦の各医科大学）と順次学部の設置が認められていった。名古屋市立女子医科大学の学部設置が48年に認められたのは、既述したように47年の予科開設時に1年生から3年生まで同時に募集することができたためであった。なお、これら旧制医科大学の新制大学への切り替えは1952年に一斉に行われている。

一方、B判定を受けた女子医専は、秋田県立女子・山梨県立女子・高知県立女子の各校であった。秋田県と山梨県の場合は、1947年に特設秋田県立高等学校、特設山梨県立高等学校に転換し、高知県の場合は1947年に高県立女子専門学校となった。

以上のような旧制女子医専全体の「昇格」「転換」等を表にまとめると、次のようになる。

表 公・私立女子医学専門学校の大学「昇格」等

校名の前のA・Bは判定結果を示す。

判定：校名（設立年月）	旧学制	新学制	備考
A：北海道立女子医学専門学校（1945年4月）	（申請が間に合わず、一端廃校）	札幌医科大学：1950年（共学）	
B：秋田県立女子医学専門学校（1945年2月）	秋田高等学校：1947年9月16日		
A：福島県立女子医科専門学校（1944年1月）	福島県立医科大学予科：1947年6月，医学部：1950年3月	福島県立医科大学：1952年	
B：山梨県立女子医学専門学校（1944年12月）	山梨県立高等学校：1947年5月		
A：岐阜県立女子医学専門学校（1943年12月）	岐阜県立医科大学予科：1947年6月，学部：1950年	岐阜医工科大学：1949年，岐阜県立大学：1950年，岐阜県立医科大学：1954年	岐阜大学医学部：1964年
A：名古屋市立女子高等医学専門学校（1943年1月）	名古屋市立女子医科大学予科：1947年6月，学部：1948年2月	名古屋市立大学医学部：1952年	名古屋市立大学医学部（共学）：1950年4月
B：高知県立女子医学専門学校（1944年12月）	高知県立女子専門学校：1947年3月	県立高知女子大学：1949年2月	
A：東京女子医学専門学校（1900年設立，1912年専門学校）	東京女子医科大学予科：1947年6月，学部：1950年	東京女子医科大学：1952年	
A：帝国女子医学薬学専門学校（1925年）	東邦医科大学予科：1947年6月，学部：1950年3月	東邦大学医学部：1952年	
A：大阪女子高等医学専門学校（1928年）	大阪女子医科大学予科：1947年6月，学部：1949年3月	大阪女子医科大学：1952年	関西医科大学（共学）：1954年12月

『平成22年度 全国大学一覧』、『専門学校資料（下）』（文部省），各大学沿革史等より作成

この表には含まれていない京都府立医科大学附属女子専門部の場合を見ると、既に記したように、同校の設立認可は1944年2月20日で、独立校舎も無いままに授業を展開していた。このため独立校舎を建築の予定であったが、敗戦後の資金難・資材難が重なり、校舎の建築が実現されない状況の中で学制改革が進行し、「大学昇格の話も熟さないまま」、1946年の入学者を最後に生徒募集を停止した。附属女子専門部の廃止について同大学沿革史は、1947年設立の京都府立医科大学予科は男女共学となっていたので、「別にさしさわりはなかった」²⁵と記している。このように、同大学が女性の入学を認めたことも、附属女子専門部の独自の大学「昇格」を見送った理由の一つであったと考えることができよう。

なお、その後の医学教育をめぐる改革として、新制大学の医学部は1952年度から4年制となったが、その入学資格は大学2年の課程を修了した者と改められ、医学教育は実質6年制となった。このような改革により、医学部は高等学校卒業者を直接入学させることはできず、また理系学部在学者を

主な対象者とせざるを得ず、「医学部の立場を不安定なもの」にしたとされている²⁶。このような事情は、後に考察する大阪女子医科大学、名古屋市立女子医科大学の共学化に大きな影響を及ぼすことになる。このような改革に至る教育刷新委員会とPHWとのやり取りについては橋本の研究に詳しい。

上述したように、この時期歯科医学専門学校もGHQによる政策により大学「昇格」が求められ、医学教育とほぼ同様の措置が実施され、A判定、B判定が行われた。歯科医学教育審議会は47年6月に判定を行い、私立女子歯科専門学校の3校（福岡県立・日本女子・東洋女子歯科医学専門学校）はすべてB判定とされ、大学「昇格」はできなかった²⁷。このため、1947年7月10日に、東洋女子歯科医学専門学校は特設高校としての東洋高等学校に、日本女子歯科医学専門学校は日本高等学校に「転換」した。

さらに、薬学専門学校の場合は、A判定、B判定は行われず、1949年以降新制大学として設立されている。例えば、帝国女子薬学専門学校の場合、共学大学として1950年2月に設立認可を得ている²⁸。

(2) 女子医学専門学校の医科大学への「昇格」の具体的事例

次に、女子医専の大学「昇格」の事実について、認可申請書などの公文書によって確認する。大阪女子医科大学の事例を示すと、同校の財団法人理事長は1947年3月10日付で、文部大臣高橋誠一郎に対し以下のように大学設立の件を認可申請した²⁹。

今般大阪女子高等医学専門学校ヲ基礎トシテ之ヲ昇格シテ大学令ニ依ル大阪女子医科大学ヲ設立
致シタイノデ御認可下サルヤウ大学規定ニ基キ別紙書類ヲ添ヘ申請致シマス

ここでは、大学令に基づく大学設立認可申請であり、大学規程が求める設立条件を添えて書類を提出していることが確認できる。大学設立の法的根拠を大学令に置く点は他の学校の場合も同様で、東邦医科大学の認可申請書でも「大学令に依る東邦医科大学を設立したきにつき御認可相成たく大学規程に基づき別紙書類を具し御願ひます」³⁰とされている。この時点は、学校教育法制定前であるため、文部省では現行法規である大学令により医科大学を認可する計画であったと言えよう。

認可申請書中に記された法規内容を確認すると、大学令は第8条で公私立大学の設立・廃止は文部大臣の認可を受ける必要があると定め、また大学規程は第1条で公・私立大学の設立認可を受ける際には、大学名称、学部の種類、入学資格、学則、位置・校地、専任教員数を明示して文部大臣に申請する必要があると定めていた。

一方、6月18日付で文部省から出された大学設立認可書に記された法規は大学令ではなく、学校教育法であった。例として大阪女子医科大学に対する認可書の文部省の指令案を見ると、「昭和二十二年三月十日付申請の学校教育法第九十八条第二項によつて大阪女子医科大学を設立することはこれを認可する」というものであった³¹。また、名古屋市立女子医科大学の認可に関する文部省指令

案では「大学令に依って」認可すると記された部分が「学校教育法第九十八条第二項に依って」認可すると修正されている。大学設立の根拠が大学令から学校教育法第98条第2項と変更されたのは、1947年6月に認可された他の医科大学の場合も同様であった。

それでは学校教育法第98条第2項はどのような規定であったのだろうか。同条第1項は「この法律施行の際、現に存する従前の規定（国民学校を除く。）による学校は、従前の規定による学校として存続することができる」³² というもので、例えば現存する旧制大学は大学令による大学のまま存続できることを定めている。また第2項は「前項に規定する学校は、文部大臣の定めるところにより、従前の規定による他の学校となることができる」という規定で、例えば旧制専門学校が旧制大学に「昇格」することが可能になる。学校教育法は1947年3月31日に制定・施行されたことから、同年6月の医科大学設立の根拠を学校教育法に置くのは、行政上は当然のことであったと言える。

ところで、上述したように1947年には旧制大学として設置認可されたものの、予科のみが開設を認められた。旧制の学部の設置については再度審査するというのが文部省の方針であり、それは認可条件として各大学に通牒された。この点についての東邦医科大学に対する文部省の指示は次のようであった³³。

昭和二十二年二月十日申請の標記のことについては本日別紙の通り指令があつたが右は左記事項を条件として詮議したものであるから御了知相成度く命に依つて通達する。

記

- 一、大学予科開設は本年六月なるも学部開設については再審査の上追而指示すること。
- 二、学生生徒入学定員は学部四〇名予科四〇名とすること、但し昭和二十二年度開設に当つては予科第一学年五〇名を募集して差支えないこと。〈三～五略＝引用者〉

この結果、各大学では1947年度は予科のみの生徒募集を行い、数年後の旧制の医学部の設置の準備を進めた。上述したように、学部の設置が認可されたのは1948年の名古屋市立女子医科大学が最初で、49年と50年に元女子医専の5大学が学部を設けた。また、1952年度から新学制の医科大学として設立されたことも既述した通りであった。

ここで、旧制の学部の開設の手續きについて確認すると、特に新規に学部設置認可申請書は提出せず、医学視学委員会が各大学を視察し、その報告書に基づいて文部省が開設を認めたものと推察される。例えば、東京女子医科大学の場合を示すと、文部省大学学術局長により1950年3月付で、通知「医学部開設について」が発せられている。その通知は、おおよそ以下のようであった。

医学部開設について

本年四月から貴学医学部を開設することは、医学視学委員会の議もあり差し支えないことになりました。

なお同委員会の決議の次第もありますから、次の事項を御留意の上、実施に遺漏のないようお取り計らい願います。

東京女子医科大学への通知案では、11項目の改善事項が記されている。

(3) 予科の一端

本論文が対象とする時期の公私立医科大学の認可は予科だけであり、学部の認可は後日とされていた。周知のように、旧制高等学校は制度化以来男性だけを対象とし、女性の入学を認めたのは1948年度以降であり、また旧制の男子系大学予科に女性の入学を認めたのは1946年度からであった。さらに言えば、女子大学の予科の設置は、1947年の女子医専の大学「昇格」によって初めて認められた事柄であった。このため、女子医科大学予科の一端について、目的規定、入学資格などを中心に検討する。

1947年6月に認可された名古屋市立女子医科大学の予科学則中、主な規定は次の通りであった³⁵。

第一条 本大学予科は大学令第十二条の規程に依り本大学に入学する者に必要な予備教育を施し併せて婦徳を養うのを目的とする。

第二条 修業年限は三ケ年とする。

第九条 予科第一学年に入学できる者は身体健全品行方正の女子で左の各号の一に当る者に限られる。

一、高等女学校第四学年以上の課程を卒業又は修了した者（二～四省略＝引用者）

以上のように、予科は大学入学に必要な予備教育を行う機関で、修業年限は3年であった。また、入学資格は高等女学校の4年の課程を終えた者を中心としつつ、高等女学校高等科入学検定試験検定・専門学校入学者の検定試験及び無試験検定の指定を受けた者と定められていた。大阪女子医科大学予科の入学資格は、修業年限5年の高等女学校の第4学年修了者を中心としており、おおよそ高等女学校4年修了が女子医科大学予科の入学資格の標準だったと言えよう。

ここで注目すべき点は、予科では予備教育とともに「婦徳を養う」とされ、特性教育を行うことが規定されていることである。名古屋市立女子医科大学予科の場合、学科目として「公民」「国文」「英語」「独乙語」「ラテン語」「心理」「数学及統計」「物理」「化学」「家事科学」「生物」「法制経済」「音楽」「体育」が設けられている³⁶が、「家事科学」を第3学年で105時間（全時間数の約9%）学習する点だが、「婦徳」に配慮した点の一端と言えよう。このような規定は、大阪女子医科大学でも見られ、「本学は大学令第一条の主旨に基く女子教育を目的とする」と定められている³⁷。一方、共学医科大学の予科規則は、単に「高等普通教育を施し大学教育の基礎たらしむるを以て目的」とする（東邦医科大学）³⁸というもので、当然のことながら特性教育的な字句は見られない。

名古屋市立女子医科大学予科の47年度の状況を見ると、予科3年生は名古屋女子医専3、4年生と他の女子医専からの編入者で16人が合格した。2年への入学者は31人、1年への入学者は48人であった³⁹。一方、福島県立医科大学予科の1947年度合格者55人中、女性はわずか3人であった⁴⁰。予科の実態については、更なる調査が必要と言える。

なお、上述したように新学制の下で医学部への進学者は学部2年修了者を対象としたため、予科の必要性は無くなり、順次廃止された。例えば、大阪女子医科大学の場合は1951年3月に予科が廃止されている。

3. 女子大学か共学大学かの選択の背景

女子医専の大学「昇格」についてのGHQ内部の基本方針は、既に確認したように、水準維持の観点から女性のみを医科大学は望ましくなく、共学化すべきというものであった。しかし、個別学校の判断に異議は唱えない方針であった。また文部省も基本的にはGHQやPHWと同様の方針で、女子医専に共学化を働きかけていたことが、後述する東京女子医専の事例からも窺うことができる。元女子医専6校中3校が女子大学になったという結果から見ても、GHQや文部省の方針が必ずしも女性だけの医科大学を否定するものではなかったことが明らかになる。このような事実を確認しつつ、次に共学か別学をめぐる個別学校の動きを、①設立時から共学化した大学、②女子大学であり続けた大学、③設立時は女子大学となりながらその後共学化した大学、の3類型に分けて探ることとする。

(1) 設立時から共学化した大学

大学「昇格」当初から共学化した大学は、福島県立医科・岐阜県立医科・東邦医科大学の3校であったが、ここでは、現時点で資料的に共学化の経緯をたどることのできる福島県立医科と東邦医科大学の場合を検討する⁴¹。

福島県立医科大学は、1944年創設の福島県立女子医専を基盤として設けられ、1947年6月18日に大学設立及び予科の開設が認可された。続いて、旧制の学部開設が1950年3月30日に認可され、新制医科大学は1952年2月20日に設置認可されている。

既に述べたように、1945、46年の福島県議会において、女子医専の存廃問題や共学化問題が議論されていた。結局は共学の医科大学として発足したが、ここでは県議会における論議を共学化問題に限定して検討する。1945年の県議会で知事は女子医専では「男子も併せて教育してもよい」との考えを示し、また内政部長は「これを男女に断行する考えはないか」との質問に対し「同感」と答弁していた⁴²。このように、同県では45年段階から女子医専の共学化による存続が議論され、県当局も共学化支持の意向であったことが分かる。

続いて、翌46年12月10日開催の同県議会においては、女子医専の医科大学「昇格」問題へと議論が進展し、「医科大学昇格」に関する「緊急建議」案が提出された⁴³。発議者の議員は、「国家の教育の方針」によって、女子医専は廃止か「大学昇格」かの岐路にあるものの、学校の内容が充実して

いること、また設立当時から「将来医科大学に昇格する」「約束」であったことから、大学に「昇格」すべきと発言している。この建議では、男女共学化の理由は示されていないため、その理由は不明である。同県は、47年1月11日に県立医科大学設置の件を認可申請したが、そこには「熱烈なる県民の与望により、本校を男女共学の医科大学に昇格せしめ」という設立理由書が添えられていた⁴⁴。認可申請書では共学の医科大学を設立するとしているが、そこにも共学化の理由は明確に示されておらず、また医科大学設立期成同盟会関係資料でもその理由は確認できない。ただ議会の議論からは、医専の存続や大学「昇格」のためには、共学化が有効であるとの考えがあったことが明らかになる。しかし、後に検討する名古屋市立女子医科大学のように、公費で設立する学校であるのだから男女を区別するべきではない、という議論は特に見受けられない。

続いて、東邦医科大学の共学化の動きをたどる。東邦医科大学は、帝国女子医学薬学専門学校（1925年設立、1930年に薬学科が加わり校名変更）の医学科を母体として、1947年6月18日付で共学の医科大学として設立が認可された。また、同時に「帝国」の校名は戦後の社会に相応しくないという理由から、大学「昇格」を機に「東邦」医科大学と改称している⁴⁵。もう一方の薬学科の場合は、1949年2月21日に東邦薬科大学として設立認可され、共学の新制大学として発足した。さらに、1950年3月には帝国女子理科専門学校（1941年設立）を母体として共学の東邦大学理学部が設立され、翌1951年3月に東邦を冠する3大学は統合して東邦大学となり、それぞれ医学部・薬学部・理学部となった。

東邦医科大学の共学化について考察すると、1947年2月21日の大学設立認可申請書の「第一項 設立理由」において、共学大学とする理由が次のように記されている⁴⁶。

私共は夙に自然科学及び衛生の進歩発達普及の必要を認め、特に此の目的を真に達成せんが為めに女子教育の影響することの甚大なるを認め、多年聊か此の方面に微力を尽して参りましたが、茲に時局の趨勢に順応して従来女子専門学校を男女共学の大学に改め更に渾身の努力を傾注して人々の康福と文化の向上とに寄与せんとするものであります。

ここでは、これまで女性の教育に尽力してきたものの、時代の趨勢に応じて男女共学の大学に改めるという方針を明記している。「時代の趨勢」について具体的な説明はなされていないが、女性参政権の承認や日本国憲法に規定された男女平等などを想定したものと推察される⁴⁷。文部省への設立認可申請書中に、わざわざ共学とする理由を明記した点に注目したい。

同大学が共学化した理由については、管見では上記認可申請書だけが1次資料と言えるが、1955年に発行された同大学沿革史では、その理由を次のように記述している⁴⁸。

男女の差別的待遇乃至は「縦の道徳」から脱却して、婦人参政権獲得だとか、男女同権などの新しい「横の道徳」に移り変わりつゝある此際、思い切つた男女共学を行つて、男女相率いて切磋

琢磨することが却つて教学の大目的を達成出来るとも考えられるし、一方、大学に昇格して修業年限が大幅に延ばされると結婚期の関係から婦人だけで十分な志願者を集めることが困難となる惧れもある。

そこで、二十数年の女子学園の伝統を発展的解消させて、改めて男女共学の東邦大学として雄々しく発足し、共学によつて女子教育の実効を一層發揮させることになつたのである。

ここでは、戦後の男女同権社会の実現を受け、むしろ共学によつて男女が「切磋琢磨」できるという理念的側面が記されている。一方、医学教育の修業年限延長と女性の結婚適齢期の問題が重なって入学者の募集難を予測させ、共学化によつて入学者を確保するという現実的側面があった事実も記されている。記述の根拠が記されていないが、同沿革史は大学設立8年後に刊行されていることから、設立時の大学内の雰囲気をかかなりの程度正確に伝える記述と推察できる。当時の同大学関係者も、修業年限の延長と女性の結婚適齢期との関係が要因にあったことを座談会で回顧している⁴⁹。

このように、東邦医科大学では男性も入学させて学生数を確保するという現実的対応が迫られたが、後述する関西女子医科大学の共学化の理由もほぼ同様であった。以上の検討により東邦大学の共学化の主な理由は、戦後の民主社会では男女同権となり、女性だけの教育に拘らず共学化により自校を発展させたいという理念的側面と、修業年限の延長が女性の結婚適齢期の問題と絡んで、女性入学者の確保に困難が予想されたという現実的側面の2点であったと考えることができる。

当然のことながら同校内部では賛否両論があり、理事長は大学予科設立にあたり女医だけを養成する時代ではないと主張し、一方校長などは「女子だけの学園で押し通すのが正しい」と考えていたが、高等教育機関の共学化の流れを予想し、校長も理事長の考えに同意したとされている⁵⁰。

共学化について、同大学沿革史には興味深い記述も見られる。すなわち、多くの場合は「男子校が女子を受け入れる」形であるのに対して、「本学は女子校が男子を受け入れるという数少ないケース」であるため、「受け入れ態勢には、苦心を要した」と記している⁵¹。確かに、1946、47年の時点では、男子系学校が女性の入学を認めて共学化する場合が多数であり、同大学のようなケースは稀であった。上記の記述に関連して『東邦大学50年史』は、女子校から共学校にスムーズに移行させる配慮として、大学の1、2回生までは男女同数とはせず、定員40人の場合ならば「男子18名、女子22名のような割合」としたと記している⁵²。

(2) 別学を選択した大学

1947年6月の大学「昇格」時に女子大学となったのは、東京女子・名古屋市立女子・大阪女子医科大学の3校であったが、既述したように、その後も女子医科大学であり続けたのは東京女子医科大学だけであることから、ここでは同大学の事例を考察する。

東京女子医科大学は、他の女子医専の場合と同様に1947年6月に旧制大学として認可され、同時に予科を開設した。学部開設は1950年、新制大学の設置は1952年2月であった。

同大学沿革史は女子大学とした経緯について、PHWのモートンが女性だけの医専に難色を示していたことに対し、「現状では女子だけの学校が必要であること、いずれ大学のレベルに到達するか、男女共学をめざすことなどの条件を提示して認めさせた」と記述している⁵³。しかし、同窓会誌など当時の同校関係資料にも、女子医科大学とした理由を明確に示すものは見当たらず、現時点では女子医科大学選択の理由を示す1次資料は確認できていない。このため、傍証によって女子医科大学を選択した理由を確認したい。

1975年の時点で東京女子医科大学理事長の吉岡博人（1947年当時は専任教員）は、座談会で次のように女子大学とした理由を回顧している。すなわち、東邦大学関係者が創設時に文部省から男女共学を薦められたと発言したのに対して、東京女子医科大学の吉岡は「私の方も共学にしない。不利になりますよと再三いわれたが、私のところは建学の精神上そういうことはできない」ので女子大学にした、と振り返っている⁵⁴。なお、ここでは、両大学関係者が文部省から「男女共学」を薦められたと回顧している点にも着目しておきたい。

同大学理事長吉岡博人は、共学化を避け、女子医科大学とした理由に「建学の精神」をあげているが、「建学の精神」とはとりもなおさず創立者吉岡弥生の考えを指すと言えよう。「建学の精神」の一端は、学校創設の経過と吉岡の信念から明らかになる。吉岡は学んでいた済生学舎から女性という理由で退学させられ、1900年に自らの手で女性医師を養成する機関を創設し、「人格を陶冶し社会に貢献する女性医人を育成」しようとした。そして吉岡はその後も女性医師養成への強い信念を持ち続けた。そして、同校が医師試験を受けずに医師免許を得られる指定学校となった1920年に予科を設けたが、それは「女子医専を大学にしたい」という吉岡の願望の「第一歩」でもあった⁵⁵。

女性だけの大学にした第2の理由として、吉岡弥生が女性の特性に応じた医学分野があると考えていた点を指摘できる。すなわち、吉岡は「女子の緻密精細なる天性は、医学中に於ても殊に微細なる細菌研究に適し、或は育児の天職を担ふ女子に小児科の適することは論を待ちませぬ」「此職業（医者＝引用者）と女子とは既に離るべからざるものと云ふ点には御同感のこと、存じます」と述べ、続いて、将来的には帝国大学医学部の門戸開放が実施されるだろうが、「女子特有の医科大学も是非必要」と結んでいる⁵⁶。

以上のように、吉岡には女性医師養成への強い信念があり、また女性の特性と結びついた医学領域があると考えていた。このような吉岡の「建学の精神」が女性だけの医科大学設立の大きな理由であったと言えよう。

(3) 女子大学を共学化した大学

最後に、1947年6月の「昇格」時は女子医科大学であったが、その後共学大学となった名古屋市立女子医科大学（1950年4月）と大阪女子医科大学（1954年）の事例を検討する。

名古屋市立女子医科大学は、1947年6月18日に大学設立と予科の開設が認可され、予科の3学年を同時に募集した。続いて1948年2月20日に学部の設立が認可され、4月30日に学生を受け入れた。

大学「昇格」時に女子大学とした理由は同大学の沿革史でも明らかにされていない。続いて、1950年4月、同女子医科大学は名古屋市立大学の医学部になると同時に、共学制を採用した。

共学化の理由としては、①名古屋市議会の要望、②新制大学医学部の入学資格と女性の結婚適齢期の問題の2点が考えられる。まず、名古屋市議会での議論を見ると、1949年10月28日同議会に「大学設置について」の建議案が提出された。この建議案の主旨は、「名古屋女子医科大学と名古屋薬科大学を合併総合し名古屋市立大学を設置」する点にあった⁵⁷。一市議は、薬科大学は共学を実施しているのに対して医科大学は女性のみを対象としているが、市立の2大学の「合併を機」として医学部も男女共学制を実施するのか否かを質問した。これに対して、保健福祉局長は「医学部の男女共学制については、今のところ採用する段階まで至つておらない。やはり医学部だけは女子のみでやりたい考えである」と答えている。しかし、同市議は次のように反論した⁵⁸。

市が多額の経費を以て経営する終局の目的は社会に貢献する有為の人材をつくるにあると思う。そこで一生を医業に捧げるのに女子が可能か、男子が可能か、自から男女共学の生じてくることは、ハッキリわかつて思う〈中略＝引用者〉教養学科にしても女子は適齢期になるので、男子よりも中途退学者が多かろう。この意味においても男女共学を或程度まで認める必要があろうと思う。

この建議は原案通り可決されたが、一議員が共学化を主張した理由としては、第1に名古屋市の公費で設立・維持している大学が女性だけの教育機関であることを問題視し、共学として有為な人材を育成すべきではないかという点にあった。第2に結婚適齢期の問題から女性の退学者が多いことが予想され、入学者確保の観点からも共学にすべきというものであった。さらには、この議員の指摘のように1949年設立の名古屋市立薬科大学が共学制であり、その大学と統合したことも女子医科大学の共学化に影響を及ぼしたと言えよう。

共学化の第2の理由について検討すると、既述したように、新制大学発足後、医学部は大学で2年以上学んだ者を対象として学生募集を行うことになり、国立大学は51年度から、予科をもつ医大は52年度から新製の医学部（4年制）の開設が許可されることとなった。名古屋市立大学の沿革史はこの点について、高校から直接進学できないため、医学部では理系学部在籍者を主な対象として入学者を募集することになり、それは「医学部の立場を不安定」にしたと記している。続けて、特に女子医大は深刻で、高校・大学が共学となった「今日、公募者の枯渇を意味した」としている⁵⁹。

以上考察したような2点が共学の医学部に改めた主な理由であったと考えられる。名古屋市は女子医科大学の名古屋市立大学医学部への名称変更を認可申請し、1950年3月14日に認可を受け、4月から共学の医学部として再スタートを切った。

次に関西医科大学の共学化について検討する。同医科大学は、大阪女子高等医学専門学校（1928年設立）を基盤として、1947年6月18日に大阪女子医科大学として認可され、予科の開設が認めら

れた。続いて、1949年3月25日に学部開設が認可され、1952年2月20日に新制大阪女子医科大学の設置が認可された。そして、1954年12月1日に男女共学の大学に改編するとともに、関西医科大学と改称し、今日に至っている。

1947年の時点で女子医科大学とした理由は明確ではないが、設立認可申請文書中の「大学昇格理由書」では、関西唯一の「女子医育機関」としての実績を有し、創立以来「大学昇格ヲ目標」として教育施設の拡充を図ってきたのであり、「本校ノ伝統ト社会ノ要求ニ応」えて女子医科大学を設立すると記している⁶⁰。女子大学とする明確な理由は述べられていないが、女子医専としての伝統や女性医師への社会的要求を理由とするものと言えよう。

次に、1954年の共学化とそれに伴う校名変更の手続きについて、国立公文書館所蔵文書により確認する⁶¹。同大学では、これらの変更を1954年9月25日に「学則変更届」として行った。しかし、明確な変更理由が示されておらず、文部省の内部文書では「今回の学則改正は大学の名称を関西医科大学とし、女子のみに限らず男子をも入学せしめ、大学の発展をはかろうとするものでありますが、この理由を添えてなく、学則自体不備もあるので、この際改正するのがよいと考えて、照会いたします」と記されている。これを受け、同大学では改めて11月9日付で「旧制大学学則変更の件御届」として申請したが、そこでは「男子をも入学せしめ度」、それに必要な学則を変更すると説明している。この学則変更は翌55年1月6日に認められた。

では、同大学の共学化の理由はどのようなものであったのだろうか。その理由は、当時の学長が同窓会関係者に対して行った説明「関西医科大学と改称するに際して」により明らかになる⁶²。冒頭学長は、1954年12月1日から共学の関西医科大学と改称して再出発することになったと記し、「女子のみを教育する学校として親まれていたもの」を共学化することは「誠に残惜しく」もあるが、発展のための一段階として、やむを得ないと述べている。続いて共学化の理由として、①「入学志望者の少いこと」、②「卒業後研究室に残り研究するもの少いこと」、③「医員として医局に残るもの少いこと」の3点を挙げている。

①について学長は、入学志願者が定員の約2倍に過ぎない事実を示し、志願者が少ない理由について、戦前と異なり「何れの大学も女子の入学を許していること」、修業年限が延長されて「二十五、六才以上にならないならば医師になれないこと」などをあげ、現状のままでは「入学志望者の激増する様なことは望めない」と記している。②については、卒業後研究室に残る者が少なく、「基礎医学諸教室」では卒業生の中から助手を採用できず、やむを得ず「他の大学から供給を受けている有様」との現状を説明している。続いて、「結婚生活と研学生活」の両立や「子女の養護」と研究の両立が困難なことが予想され、それが卒業生が研究室に残らない原因の一つであろうと説明している。③については、「病床数が増加」した結果「何れの医局も医員の不足に悩み、皮膚科などでは他大学の卒業生を採用せざるを得ない心配が生じている」と記している。これらの問題は、必ずしも女子大学であることだけを理由にするものではなく、女性だけを対象としていることは「原因の一つ」であるとしている。そして最後に、「大学の名に恥じない大学を建設すること」が「我々の念願」であり、共学化

は「この念を達成する手段の一段階である」とまとめている。

以上のように同大学長は、女性だけでは学生の確保が困難だけでなく、研究や医療にも支障をきたしている状況があり、これらの打開策として共学化を選択したと説明している。特に、女性の場合には結婚・育児と研究の両立が困難であると指摘している点に注目したい。同窓会誌には一同窓会員の共学化に対する手記が掲載されているが、同会員は「激しい時代の推移は、母校に女医の為の学園として留まる事を許さなくなりました」と記し、「女子医科大学への郷愁に囚はれる事無く、その新使命を理解し、前途を祝福」すべきと結んでいる⁶³。同窓会員にとって、共学化はやむを得ない選択であったことが明らかになる。

以上の両女子医科大学についての考察により、この時期の一般的な女子大学の「昇格」時にはほぼ問題とならなかった共学化の流れが、修業年限の延長という医学教育の改革と女性の結婚適齢期の問題が重なって、生じていた事実が確認できる。

おわりに

本論文では、戦後教育改革期において、一般的な女子大学の設立に先行して、女子医学専門学校在旧制医科大学に「昇格」した事実に着目し、その背景となった政策と大学「昇格」過程を考察した。さらには、これら旧女子医専が共学大学、女子大学を選択した理由についても検討した。これらの点は本文中に詳述したので、ここでは戦後教育改革期の女性の大学教育制度の確立という観点から、問題点を指摘して本論文を終えることにする。

女子医専の大学「昇格」を戦後教育改革期における女性の大学教育の制度的確立の歴史に位置づけると、第1に1948年の一般的な女子大学の設立に先行するものであった点を指摘できる。すなわち、戦前日本の教育制度は女性を排除しており、東京帝国大学教授の阿部重孝は「我が国教育制度の大きな欠陥」と指摘していた。女子大学の設立は、戦前からの女子高等教育機関の潜在的願望であり、また1946年の政府の諮問機関である教育審議会でも女子大学の制度化を答申したものの、実現されずに終わった。そのような中で、1946年からの男子系大学の門戸開放に続いて、1947年に女子医専の大学「昇格」が実現したのであった。こうした流れの中で本研究を見ると、この事実は1948年以降の本格的な女子大学の設立認可の前段階に位置づくものであり、女性の大学教育制度の確立を総合的に考察する素材を明らかにすることができたと考える。

第2に、共学か別学かの選択についてまとめる。1947年の6校の女子医専の大学「昇格」時には3校が共学大学、3校が女子大学を選択し、そして1954年に至って共学大学が5校となった。この事実は、本文でも記したように、49年の時点で文学・家政系大学に「昇格」していた34の女子大学がすべて元々女子の学校であった点と比べて、極めて特徴的なことと言える。医学・薬学などの学校は共学化する傾向にあり、逆に文学・家政などの専門の学校は、別学の傾向が強く見られたとすることができる。

女子医専の「昇格」時の共学化、別学の維持という選択は、個別学校の事情や判断が反映されたも

のであり、一様ではなかった。医学という専門分野も影響し、また PHW の教育水準維持の観点から女性だけの学校は望ましくないという政策の影響も重要な要因であった。しかし、共学化を選択するという一定の傾向が見られたのも事実であった。特に公立学校の場合、税金による維持という側面もあり、議会などから共学化が求められたと言える。また、公立学校の場合は私学ほどには設立理念を問題にする必要もなかったことも共学化を進める要因になったと考えられる。

女子医専から共学大学となった大学の選択理由について見ると、その理由として、戦後の男女平等思想が強く反映していたものの、一方では東邦医科大学や関西医科大学の事例のように、女性の場合には結婚・育児と研究の両立が困難であり、学生確保の観点から共学化を選択せざるを得ないという事情が存在していたことも事実であった。さらには、戦後の女性の大学制度確立期の共学大学か女子大学かの選択について考察する際、上記のような事実に加へ、元東京女子高等師範学校の林太郎が文学や家政学などからなる女子大学は「その本質的な必要性の上に設置されたものではなく、各校の伝統の上に設けられたものである」と述べていた点にも注目すべきであり、総合的に検討する必要があると言えよう。

今後は、1948 年前後の一般的な女子大学の設立の事実を本研究と対比的に考察し、戦後の女性の大学教育の制度的確立と特質を総合的に明らかにする研究を進めたい。

註

- 1 「昇格」は法的な用語ではなく、女子医学専門学校を母体として医科大学を「設置」したと表記すべきと言える。本論文では専門学校から大学に「昇格」した点に着目して、「昇格」という表現を用いた。
- 2 『日本近代教育百年史』6 学校教育 (4) (教育研究振興会, 1974 年), 394 頁。
- 3 「医学教育制度の改革に就て」『日本医事新報』1211 号 (1947 年 2 月), 3 頁。
- 4 橋本鉦市『専門職養成の政策課程』(学術出版会, 2008 年), 小高健『日本近代医学史』(考古堂書店, 2011 年), 坂井建雄編『日本医学教育史』(東北大学出版会, 2012 年)。
- 5 橋本『同前書』, 131 頁。酒井編『同前書』, 216 頁。
- 6 『大学基準協会十年史』(大学基準協会, 1957 年), 60 ~ 63 頁。
- 7 『原典対訳 米国教育使節団報告書』(建帛社, 1985 年), 135 頁。
- 8 『札幌医科大学創基 30 年史』(札幌医科大学創基 30 年史刊行会, 1975 年), 16・17 頁。この時文部省が示した規準は、校舎面積、施設、附属医院、設備、教職員組織であった。
- 9 橋本『前掲書』, 153 頁。
- 10 『札幌医科大学創基三十年史』, 19 頁。『日本医事新報』1210 号 (1947 年 2 月 11 日), 7 頁, 1211 号 (1947 年 2 月 21 日), 3 頁。
- 11 『昭和十九年高知県通常県会議事速記録 第七号』, 193 頁 (高知県議会図書室蔵)。
- 12 この他、京都府立医科大学の沿革史は、戦時中に 14.5 倍の女性志願者があったことについて、「女子に対する勤労働員(徴用)をのがれるためか、医家の子で、男の兄弟が応召したあと、急遽後継者となるために応募したというのが実情であった」と記している(『京都府立医科大学百年史』, 京都府立医科大学, 1974 年, 207 頁)。
- 13 『高知女子大学三十年史』(高知女子大学, 1977 年), 25 頁。
- 14 モートン「日本に於ける医学教育改善案」『日本医事新報』1191 号 (1946 年 7 月), 10 頁。
- 15 “DRAFT”, GHQ/SCAP <PHW-02345-F11, F12> 国立国会図書館憲政資料室蔵。文書では日付が特定できない

- が、橋本によればモートンは1946年5月にアメリカに帰国したとされていることから、二人の会談は1945年12月24日に行われたと推察される。
- 16 「文部当局と四私立医専校長懇談」「全医専の大学化へ 文部省の方針前進」『日本医事新報』1195号（1946年9月）、10頁。さらに同誌は、女子医専は男子のそれに比べて教育のレベルが相当低下しており、現在のままでは女子のみの単科大学は実現困難と見られているので、A級に判定されたとしても男女共学でいくか、保健婦養成の専門学校に転換するか等のみちを選ぶことになるだろうと報じている（『医学教育制度の改革に就て』『日本医事新報』1211号（47年2月）、3頁）。
 - 17 『毎日新聞』も、女子医専の「昇格」に対する動向について「女子のみの医科大学は戦時中の女子中等教育の低下等にかんがみ当分は認められない見込みで男女共学を建前にすることとなろう」と報じている（『医専は大学昇格』『毎日新聞』1947年2月5日、2面）。
 - 18 この点については、拙稿「戦後教育改革期における女性の大学教育制度の確立に関する研究」『早稲田教育評論』第20巻第1号（2006年）に詳しい。
 - 19 「評議会議事案」（1946年12月24日）『昭和21年 評議会議事要録 東北大学』東北大学資料館蔵。
 - 20 『福島県立医科大学史』（福島県立医科大学、1988年）、56頁。『福島県議会史（昭和編）』第二巻（福島県議会史編さん委員会、1962年）、61頁、1294・1295頁。
 - 21 「全国医専の整理処置決定」『日本医事新報』1315号（1947年4月）、9頁。
 - 22 「全国医専の整理処置決定」『日本医事新報』1315号、9頁。
 - 23 「医専の昇格措置」『日本医事新報』1224号（1947年7月）、13頁。
 - 24 『名古屋市立大学医学部創立40周年記念誌』（名古屋市立大学医学部同窓会、1986年）、135頁。
 - 25 『京都府立医科大学百年史』、223・224頁。
 - 26 『名古屋市立大学医学部創立40周年記念誌』、136頁。
 - 27 阿部章『戦後教育年表』（風間書房、2005年）、36・37頁。
 - 28 帝国女子薬学専門学校では、1947年度の大学昇格は準備不足のために見送り、1947年には「とりあえず男女共学の専門学校」にして「昇格」に備えることにした。それに伴い、寄附行為第1条の目的規定から「女子薬剤師ノ養成」を削除し、「薬学ヲ教授」と改めている。同時に学則も変更し、共学化に応じて校名（帝国薬学専門学校）や入学資格などを改正した。そして、1950年2月に大阪薬科大学として設立が認可された（『大阪薬科大学八十年史』（大阪薬科大学、1984年、266、267頁））。
 - 29 「大学設立ノ件認可申請」『大阪女子医科大学』国立公文書館蔵（3A 10-5 1331）。
 - 30 「東邦医科大学設立認可申請書」『東邦医科大学』国立公文書館蔵（3A 10-4 1300）。
 - 31 「大阪女子医科大学認可について」「案（一）」『大阪女子医科大学』。
 - 32 「学校教育法」『近代日本教育制度史料』第23巻（講談社、1957年）、37頁。
 - 33 「指令案（七）」『東邦医科大学』国立公文書館蔵（3A 10-4 1300）。
 - 34 「通知案」『旧制医科大学開設（認可）岐阜・福島県立医科大学 順天堂、東京女子、東邦医科大学』国立公文書館蔵（3A 32-5 2409）。
 - 35 「名古屋女子医科大学設立の件認可申請」『名古屋女子医科大学』国立公文書館蔵（3A 10-5 1308）。
 - 36 「名古屋女子医科大学予科規則」『名古屋女子医科大学』。
 - 37 「大阪女子医科大学々則」『大阪女子医科大学』。
 - 38 「東邦医科大学予科規則」『東邦医科大学』。
 - 39 『名古屋市立大学医学部創立40周年記念誌』、138頁。
 - 40 『福島県立医科大学史』、68頁。
 - 41 岐阜県立女子医学専門学校は1943年12月設立され、1947年6月に共学の岐阜県医科大学に「昇格」し、その後名称変更などを経て、1964年に国立岐阜大学医学部となり現在に至っている。共学化の経緯については、設立認可申請書中の「設立理由書」にも記されておらず、岐阜大学医学部の沿革史（『岐阜大学三十年史・附属病院百年史』など）にもほぼ記述されていない。同大学の共学化をめぐる動きは、今後研究を進めていき

たい。

- 42 『福島県議会史（昭和編）』第二巻（福島県議会，1962年），1295，1336頁。
- 43 『同前』第二巻，1462頁。
- 44 『福島県立医科大学史』，62頁。
- 45 『東邦大学50年史』（東邦大学，1978年），57頁。
- 46 「第一項 設立理由」『東邦医科大学設立認可申請書』『東邦医科大学』国立公文書館蔵（3A 10-4 1300）。
- 47 『東邦大学50年史』では戦後の教育改革の柱に女性への大学教育の開放があり，教育基本法や学校教育法によって男女間の教育格差が取り除かれ，高等教育機関での男女共学が趨勢となった時代状況での選択であったことを記している（『東邦大学50年史』，113・114頁）。
- 48 『東邦大学三十年史』（東邦大学，1955年），243頁。
- 49 帝国女子医専卒業生で同大学の一教授は，共学化の理由を次のように回顧している。ある卒業生が「母校へ飛んで来て，是非女子だけの大学にしてくださいと泣いて頼んだ」と語り，反対論が一部にあったものの大学（7年制）になると修業年限が長くなり「結婚に響く関係で女子だけではとても素質のいゝ（ママ）人を沢山揃えることがむづかしいので，共学の決心を創立者もされたとか承りました」と述べている（『東邦大学三十年史』，251頁）。
- 50 『東邦大学50年史』，114頁。
- 51 『東邦大学60年史』（東邦大学，1985年），58頁。
- 52 『同前書』，114頁。
- 53 『東京女子医科大学百年史』（東京女子医科大学，2000年），66頁。
- 54 「対談 この人と語る」『医学振興』（日本私立医科大学協会）4号（1975年6月），2面。
- 55 吉岡弥生女史伝記編纂委員会編『吉岡弥生伝』（吉岡弥生伝記刊行会，1941年），279頁。
- 56 吉岡弥生「記念祝賀会に際して」『女医界』127号（1920年8月），6・7頁。
- 57 『名古屋市会史』第11巻（名古屋市会事務局，1958年），965頁。
- 58 『同前書』第11巻，961・962頁。
- 59 『名古屋市立大学医学部 創立40周年記念誌』，136頁。
- 60 「大学昇格理由書」「大阪女子医科大学設立認可申請書」『大阪女子医科大学』国立公文書館蔵（3A 10-5 1391）。
- 61 「旧制大学学則変更の件御届」『大阪女子医科大学』国立公文書館蔵（4A 10-6 750）。
- 62 前田鼎「関西医科大学と改称するに際して」『おとづれ』（関西医科大学同窓会誌）27号（1955年3月），1・2頁。
- 63 川那辺喜美子「母校の名称改革に当たつて」『同前書』27号2・3頁。学生の間には共学化反対の動きも見られ，在学生在が共学反対を訴えに学長室に「反対を叫び雪崩込みました」と回顧している（山本璋対羨「前田先生の思い出」『同前』38号（1961年），39頁）。